

個人情報使用に係る同意書

社会福祉法人札幌シニア福祉機構
指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所
居宅介護支援事業所桜テラス平岡

私及びその家族は個人に関する情報について、以下の項目を順守するうえで事業者が必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 利用目的の特定

(1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

【介護関係事業者の内部での利用目的】

- ① 当事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護保険に係る事業者等の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ① 当該事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち次のもの
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

(2) 上記以外の利用目的

【介護関係事業者の内部での利用目的】

- ① 介護関係事業者の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力
 - ・施設において行われる事例検討
 - ・ボランティア活動に係る情報提供
- ② 内部で掲示される掲示物
- ③ 当該利用者及び家族向けに配布される広報誌及び案内文章等
- ④ 当法人のホームページ掲載文章及びタブレットで使用する動画等

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ② 当該利用者の事故等における医療機関等への情報提供

2 取得に際しての利用目的の通知等

- (1) 個人情報取得した場合、本条項第 1 条にて公表している利用目的以外で使用する場合は、利用者及びその家族に通知し、又は公表しなければならない。
- (2) 前項の記載のうち、人の生命、身体又は財産保護のために緊急に必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 個人情報を取り扱う事業所は、利用目的を変更した場合は変更された利用目的について利用者及びその家族に通知し、又は公表しなければならない。

3 適正な取得、データ内容の正確性の確保

- (1) 事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報の取得はしてはならない。
- (2) 事業者は、適正な介護サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを最新の内容に保つよう努めなければならない。

4 安全管理措置、従業者の監督

- (1) 事業者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、その取り扱う個人データの重要性にかんがみ、当法人にて規程している個人情報保護規定

及びサービス関連記録取扱要綱に基づき取り扱うこととする。

5 第三者提供の制限

- (1) 事業者は、個人のデータを契約者の同意を得ないで提供してはならない。尚、必要やむを得ないと判断される場合は除くものとする。

6 保有個人データに関する事項の公表等

- (1) 事業者は、利用者及びその家族から保有する個人データの利用目的の通知を求められたときは、利用者及びその家族に対し遅滞なくこれを通知しなければならない。
- (2) 法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱とする。

7 開示

- (1) 事業者は利用者及びその家族から保有する個人データの開示を求められたときは、利用者及びその家族に対し書面の交付による方法等により、遅滞なく当該保有データを開示しなければならない。
- (2) 事業者は、保有する個人データを開示することにより、利用者及びその家族又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれ、又は事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、全部又は一部を開示しないことができる。

8 訂正及び利用停止

- (1) 事業者は、利用者及びその家族から保有個人データの訂正等、利用停止等、第三者への提供の停止を求められた場合で、それらの求めが適正であると認められるときは、これらの措置を行なわなければならない。
- (2) 利用停止等及び第三者への提供の停止については、当該措置を行うことが困難な場合であって、利用者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りではない。

9 開示等に求めに応じる手続き

- (1) 事業者は、利用者及びその家族又は代理人より開示等の求めがあった場合は、当法人にて定められた所定の用紙の提示により、開示の求めに応じることとなる。
- (2) 開示等を求められた場合は、当該措置の実施に関し、合理的であると認められる範囲内において、手数料を徴収することができる。

10 理由の説明、苦情対応

- (1) 事業者は、利用者及びその家族から求められた措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨の通知をする場合は、その理由を説明するように努めなければならない。
- (2) 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- (3) 事業者は、前項の項目を達成するために、苦情への対応を行う窓口機能の整備や苦情への対応手順を定めるなど必要な体制整備に努めなければならない。

11 利用期間

- (1) 個人情報の同意に関する適用期間は、介護サービス提供に関する契約期間に準じるものとする。

社会福祉法人札幌シニア福祉機構
居宅介護支援事業所
桜テラス平岡
設置者 松本 剛一
令和7年7月6日版

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____

利用者家族
続柄() 氏 名 _____

代理人
() 氏 名 _____